

試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)

氏名 \_\_\_\_\_

(平成27年分以降用)

試験研究費の額		①	円	平均売上金額	⑫	円	
調整前事業所得税額		②		平均売上金額の10%相当額 ( $\text{⑫} \times \frac{10}{100}$ )	⑬		
試験研究費の増加額に係る税額控除	比較試験研究費の額	③		平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る税額控除	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額 ( $\text{①} - \text{⑬}$ )	⑭	
	基準試験研究費の額	④			試験研究費割合 ( $\frac{\text{①}}{\text{⑫}}$ )	⑮	
	増加試験研究費の額 ( $\text{①} - \text{③}$ ) ( $\text{①} \leq \text{④}$ の場合は0)	⑤			超過税額控除割合 ( $(\text{⑮} - \frac{10}{100}) \times 0.2$ )	⑯	
	増加試験研究費割合 $\frac{\text{⑤}}{\text{③}}$	⑥			平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る税額控除限度額 ( $\text{⑭} \times \text{⑯}$ )	⑰	円
	試験に係る税額控除の増加割合	⑦	0.3		本年税額基準額 ( $\text{②} \times \frac{10}{100}$ )	⑱	
	⑧			本年特別控除額 (⑰と⑱のうち少ない金額)	⑲		
試験研究費の増加額に係る税額控除限度額 ( $\text{⑤} \times \text{⑦}$ 又は⑧) ( $\text{⑤} \leq (\text{③} \times \frac{5}{100})$ の場合は0)		⑨	円	本年税額控除可能額 (⑰の金額又は⑱の金額)	⑳		
本年税額基準額 ( $\text{②} \times \frac{10}{100}$ )		⑩		所得税額超過構成額	㉑		
本年特別控除額 (⑨と⑩のうち少ない金額)		㉒		所得税額の特別控除額 (㉑-㉒)	㉓		

## 試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条第4項に規定する試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10」と記載してください。

なお、この特別控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。

### 1 記載要領

(1) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。

(2) 「②」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + ii \text{（※2）}}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(措法41、41の3の2)、政党等寄附金特別控除(措法41の18)、認定NPO法人等寄附金特別控除(措法41の18の2)、公益社団法人等寄附金特別控除(措法41の18の3)、住宅耐震改修特別控除(措法41の19の2)、住宅特定改修特別税額控除(措法41の19の3)、認定住宅新築等特別税額控除(措法41の19の4)、外国税額控除(所得税法95)及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

(注)平成27年分においてこの控除の適用を受ける場合は、「調整前事業所得税額」を平成27年改正前の措法(以下「旧措法」といいます。)第10条第6項に定める「事業所得に係る所得税額」に読み替えて使用します。

(3) 「③」欄には、『試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額に関する明細書』(以下「明細書」といいます。)の「⑩」欄の金額を記載します。

(4) 「④」欄には、明細書の「⑪」欄の金額を記載します。

(5) 「⑫」欄には、明細書の「⑮」欄の金額を記載します。

(6) 「⑳」欄は、措法第10条第4項第1号(旧措法第10条第6項第1号)の規定の適用を受ける場合には「又は㉑の金額」を抹消し、同項第2号の規定の適用を受ける場合には「⑪の金額又は」を抹消して記載します。

(7) 「㉒」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑧」欄のBの金額を記載します。

### 2 提出先

納税地の所轄税務署長

### 3 根拠条文

措法第10条、旧措法第10条